**【1】農業制度融資について**

**１　農業制度融資の概要**

**(1)農業経営を取り巻く環境**

　わが国における農業経営は、地震や台風等の自然災害による影響を受けやすいという環境下に

あるほか、経営規模が零細な個人経営の農家等が多数を占めているという事情等から、その経営

基盤が他の産業と比較して脆弱であるという特徴を有しています。

そうしたことから、農業者が金融機関からの資金調達に難渋するケースも見受けらます。

　 　このように金融機関からの資金調達が困難な農家等を救済し、それらの方への円滑な資金の融

　通を図ることを目的として、国や地方公共団体等が、政策的観点から、融資等の必要な措置を講

じているところです。

**(2)農業制度融資とは**

国等が、政策的観点から、公的資金等を投入し実施する融資制度については、一般に、「農業制度融資」というような呼称で呼ばれていますが、主だったものとして、以下のような融資メニューが実施されているところです。

* 1. 国の財政融資資金を原資として融資するもの（日本政策金融公庫（以下「公庫」資金）
  2. 農協系統の金融機関等が行う融資に、利子補給等を行うもの（農業近代化資金等）
  3. 国等の財政資金により、民間金融機関における融資原資を造成するもの(スーパーＳ資金)

　　　※農業制度融資の主なメニュー

※農業経営負担軽減支援資金、スーパーＳ資金については、現在、本府では予算措置がなく休止中。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **①日本政策金融公庫資金等** | **②農協等資金への利子補給** | **③財政資金による原資の造成** |
| **原　　資** | 財政融資資金 | 農協等の民間金融機関資金 | 民間金融機関資金 |
| **融資機関** | 日本政策金融公庫 | 主に農協系統金融機関 | 農協系統金融機関・基金協会等 |
| **貸付条件** | 長期・低利 | 中長期・低利 | 短期・低利 |
| **資金名** | ◇農業経営基盤強化資金  （スーパーL資金）  ◇経営体育成強化資金  ◇青年等就農資金  ◇農業改良資金  ◇セーフティネット資金  　等 | ◇農業近代化資金  ※農業経営負担軽減支援資金    　　　　　　　　　　　　等 | ※農業経営改善促進資金  （スーパーS資金）  　　　　　　　　　　　　等 |

1-1

**(3)農業経営改善関係資金制度(概要)について**

国は「農業経営改善関係資金基本要綱」を制定し、(2)で説明した農業制度融資で実施する貸付金等のうち、下表に掲げる資金について、「農業経営改善関係資金」と定義し、これらの資金に係る提出書式等の共通化等、貸付手続の統一を図っています。

|  |  |
| --- | --- |
| 農業経営改善関係資金基本要綱において  **農業経営改善関係資金**  と定義されている資金 | 〇農業近代化資金  〇農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）  〇経営体育成強化資金  〇青年等就農資金  〇農業改良資金 |

貸付対象、資金使途、償還期限、貸付利率等、各資金の基本的な要件については、それぞれの資金に関する個別の要綱で定められていますが、借入の手続等に関しては、同要綱に基づき、共通の書式、手続の流れで進められます。

借入希望者は、同要綱で定める「借入申込希望書」と「経営改善資金計画書」を窓口機関（農協、銀行、信金等の取引金融機関、日本政策金融公庫）に提出すれば、当該提出書類の内容を踏まえ、関係諸機関が連携して審査等の対応を行うこととなっています。

**(4)特別融資制度推進会議（概要）について**

(3)で説明した「農業経営改善関係資金基本要綱」の他、農業制度融資に係る運用等を定めるものとして、「特別融資制度推進会議設置要綱」というものがあります。

この要綱では、農業関係資金の適正かつ円滑な融通を図ることを目的に、特別融資制度推進会議を設置することとされており、同会議の運営を通じて、関係行政機関、融資機関・保証機関等が連携して融資の審査等に必要な協議を行うことなどが定められています。

同会議は、各市町村毎に設置され、市町村の他、農業委員会、農業協同組合、都道府県（普及指導センターを含む）、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫、日本政策金融公庫、農業信用基金協会、青年農業者等育成センターその他必要な関係機関で構成されます。

この会議では、ⅰ)貸付の認定等に関すること、ⅱ）貸付対象者に対する指導・助言等に関すること、ⅲ）その他貸付けの認定等に当たって必要な事項　について協議等を行うこととなっています。

また、この会議の対象となる資金や認定等が必要な項目は以下のとおりです

|  |  |
| --- | --- |
| **対象となる資金名** | **推進会議における具体的な認定等項目** |
| 農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金） | 経営改善資金計画の認定  →同計画の内容が農業経営改善計画や青年就農計画との  間で整合性が取れているか等の審査  　→同計画の達成確実性、償還の確実性等の審査 |
| 経営体育成強化資金 |
| 農業近代化資金 |
| 青年等就農資金 |
| 農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金） | 貸付極度額等の認定 |
| スーパーＷ資金 | アグリビジネス強化計画の認定 |

1-2

**２　農業経営改善関係資金基本要綱について**

　 １(3)で、「農業経営改善関係資金基本要綱」の概略にふれましたが、同要綱に基づく主な手続の流れ等について説明します。→要綱本文及び関係書式は、巻末の「４　参考資料」で添付しています。

**(1)窓口機関における対応等**

**①借入希望者による経営改善資金計画書の作成**

　　　借入希望者は、ⅰ）これまでの経営状況、ⅱ）経営改善に向けた計画内容の妥当性、計画の実行可能性、 ⅲ）計画遂行上の収支の見通しや融資返済の見込み等について検討の上、経営改善資金計画書（要綱「別紙２の(１)又は(２)」）を作成します。

　　　→個人で借入希望額が、個人農家で700万円以下であるなど、一定の条件を満たす場合には、簡素化された様式の資金計画書（要綱「別紙２の（3）又は（4）」）の作成でよいことになっています。

　　　 →計画書の作成に当たっては、融資機関又は都道府県等の関係機関に相談し、助言を受けることができます。

**②借入申込希望書等の窓口機関への提出**

　　　借入希望者は借入申込希望書（要綱「別紙１」）、経営改善資金計画書、その他貸付対象施設に

係る見積書等、必要書類を窓口機関に提出します。

また、借入希望者が認定農業者の場合、農業経営改善計画書及び同計画に係る認定書を、借入

希望者が認定新規就農者の場合、青年等就農計画書及び同計画の認定書を併せて提出します。

　さらに、指導農業士等から経営指導等を受けている認定新規就農者で、当該指導農業士等から

貸付に関する意見書の交付を受けている場合は、それも併せて提出します。

　→窓口機関とは、農業経営改善関係資金について十分な知識を有し、適切な対応を行うことができる民間金融機関、日本政策金融公庫の受託機関（農協、農協連、農林中金、銀行、信金、信組等）及び日本政策金融公庫（以下、「公庫」という）のことをいいます。

　　　 　→窓口機関は、記載不備等を理由に経営改善資金計画書等の受理を拒否できる場合がありますが、その際は、借入希望者にその理由を通知しなければなりません。

**③関係機関への書類の送付**

　②の提出を受けた窓口機関がⅰ) 公庫である場合は借入希望者が希望する民間金融機関に、

ⅱ) 民間金融機関である場合は公庫に関係書類の写しを送付します。

また、都道府県普及指導センターに対しても、同様に送付します。

これらの関係機関の間で情報共有し、実際に融資を行う機関の決定等に向け調整を行います。

→上記に関わらず、借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合はその　意思を尊重し、以下のとおり、取り扱います。

ア　農業近代化資金の借入を希望する場合は、借入希望者が取引している（又は取引を希望する）

農協等の民間金融機関に回付

イ　公庫資金の借入を希望する場合は、公庫の支店に回付

ウ　農業信用基金協会の保証を希望する場合は、同協会にも回付

　　　　　→以後、回付を受けた各融資機関が、本項における窓口機関の手続等に順じ、融資手続を進めます。

**④意見書の作成依頼**

借入希望者が認定新規就農者である場合は、都道府県に対して、当該認定新規就農者に係る

意見書の作成を依頼します。また、都道府県は意見書を作成し、窓口機関へ回答します。

**⑤特別融資制度推進会議の構成機関への関係書類送付等**

　スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業近代化資金、青年等就農資金の借入希望者が、認

定農業者又は認定新規就農者である場合や次のア～ウに該当する者である場合は、経営改善資金計画書の内容について、特別融資制度推進会議の認定を得ることが必要となっています。

　その場合、上記③による対応に加え、同会議の事務局や関係機関にも関係書類を送付する必要

があります。

1-３

　ア　認定農業者である法人の構成員又はその構成員になろうとする者

　イ　集落営農組織が法人化する際にその構成員となろうとする者又は農業参入法人であって、

　　　農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす者

　ウ　農業近代化資金又は経営体育成強化資金の貸付対象者の要件を満たす集落営農組織

　　 　→なお、推進会議が貸付に係る認定等の事務を融資機関に委任できる場合があります（次項の３で後述）が、

その際は、推進会議事務局等ではなく、委任を受けた融資機関等へ関係書類を送付することになります。

**(2)融資機関における審査等**

上記の手続を経て、書類の送付を受けた関係機関における調整等の後、借入希望者の意向に沿っ

た資金の提供等の対応が可能な融資機関により、融資の審査等が進められることになります。

1. **融資機関相互の役割分担の基準**

　　　本要綱では、農業経営改善関係資金の利用希望があった場合、「どの融資機関で融資を行うか？」という観点で、役割分担の基準が定められています。具体的には、融資を公庫で対応するか、農協等の民間金融機関により対応するか、についての基準となり、以下のとおり定められています。

　　　→農協等の金融機関が公庫資金を転貸する場合は、民間金融機関による対応に含まれることになります。

ⅰ）返済期間が15年を超える場合は、全体を一括して公庫が対応する（認定新規就農者向けの資金は除く）。

ⅱ）資金使途として農地等の取得を含む場合は少なくとも農地等の取得に関する部分について、また、新作物分

野・流通加工分野・新技術にチャレンジする場合は全体を一括して公庫が対応する。

ⅲ）借入額が一定額を超える場合（ex個人認定農業者で1,800万円超）は、当該超える部分は公庫が対応する（農業改良資金を除く）。

ⅳ）認定新規就農者で、経営が軌道に乗るまでに必要な機械又は施設の整備、運転資金等、民間金融機関では

融通が困難なものについて、公庫が対応する。

ⅴ）上記以外については民間金融機関が対応する。

→ただし、公庫と民間金融機関の協議によって、適宜、分担関係を修正することも可能です。

の整備、運転資金等、民間金融機関では融通が困難なものについて、公庫が対応する。

　　　　ⅴ）上記以外については民間金融機関が対応する。

**②融資機関等による審査等の手続**

　　　　ア）上記①ⅰ～ⅴの基準等に照らして、貸付を担当することとなった融資機関は、以下の考

え方（本要綱「別紙３」）を参考に、経営改善資金計画書について審査を行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 融資審査の視点 | 基本的な着眼点・判断基準 | 備　考 |
| １ これまでの経営状況は  どうなっているのか。 | 〇経営者の能力（技術レベル・経営マインド・生産物の単収・品質、生産コスト、資産等）はどの程度か  〇経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか（家族経営の場合、家計も含めて分析）  〇既貸付金の償還は確実に行われているか  〇経営上の問題点は何か | 必要に応じ普及指導  センター・市町村等に照会 |
| ２ 経営改善のための計画は適切であり、実行可能か。 | 〇経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて達成  　できるか※  〇計画の内容が過大投資となっていないか | 同上 |
| ３ 収益はどうなるか。  融資返済は可能か。 | 〇収益見通しの産出基礎となっている単収単価等は無理のないものか  〇償還見通しはあるか（既貸付金がある場合には、それを含めて償還  　可能性を判断）  〇農業共済や収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需給・  　価格動向がある程度変動しても償還可能となるよう検討されている か。 | 同上 |

　　　　※農業者の経営能力等からみて、経営改善資金計画の実行可能性に疑問がある場合には、1年間、普及指導センター等

　　　　　　の指導を受けて、1年後に再度判断するものとする。ただし、借入希望者が認定新規就農者である場合は、普及指導セ

ンター等の指導を受けて計画の見直しを求め、見直し後の計画書の内容により再度判断を行うものとする。

1-４

　　　　イ）融資機関は、アの審査に際して、必要がある場合は、借入希望者の経営能力等について、

　　　　　関係機関の意見を聴くものとします。

　　　　ウ）農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）との連携

　　　　　　借入希望者が基金協会による保証を希望する場合で、民間金融機関としてもその保証

　　　　　が必要であると判断する場合は、当該民間金融機関は、基金協会と連携して融資審査を

　　　　　進めることになります。

　　　　　　→公庫資金を直貸で利用する場合は、基金協会の保証は受けられません。

　　　　　　　→公庫資金については、転貸方式による融資の場合を除き、保証を受けることができません。

　　　　　エ）利子補給承認手続等

　　　　　　融資機関は、農業近代化資金の融資を行おうとするときは、都道府県に対する利子補給

　　　　　承認申請の手続、農業改良資金の融資を行おうとするときは、都道府県に対する貸付資格の認定申請の手続の準備を並行して進めてください。

　　　　オ）他の融資機関への連絡

　　　　　　融資機関は、審査等を進める中で、自らの機関としては融資できない可能性が高いと

　　　　　判断する場合は、窓口機関による受理から3週間以内に、他の融資機関（公庫→民間、

　　　　　民間→公庫）に連絡し、当該連絡を受けた他の融資機関において審査を開始するものと

　　　　　します。

**③審査結果の通知**

　　　融資機関は、審査結果を窓口機関に通知します（窓口機関が融資機関となる場合を除く）。

　　 さらに、融資機関から審査結果の通知を受けた窓口機関は、借入希望者に、審査結果に基づき、

　　融資の可否を通知します。

　　　→融資の可否の通知は、窓口機関における書類の受理（②参照）から、原則、1月半以内に行うことと

なっています。それまでに通知ができない場合は、別途、その理由を通知しなければなりません。

　　　また、融資が不可である旨通知する場合は、総括表（要綱「別紙５」）により、借入希望者に

その理由を説明することになっています。

**(３)正式な借入申込、貸付決定等**

審査結果で融資が可の場合、上記(2)の③の窓口機関からの通知に加え、融資機関からも、借入

希望者に審査結果を通知することになっています。

その際、正式な借入申込書（要綱「別紙６」）のほか、債務保証委託申込書（要綱「別紙７」）等

の提出を求めた上、2週間以内に貸付に必要なすべての手続を完了し、借入希望者が資金を必要と

する時期に確実に貸付実行ができるようにする必要があります。

　　→借入希望者が特定の資金を特定の融資機関から借り入れることを希望する場合（(1)③の注意書きの

ケース）には、上記の借入申込希望書及び経営改善資金計画書の窓口機関への提出時に、借入申込書

等の提出を求めても差し支えないものとされています。

1-５

**(4)貸付実行後の手続**

**①経営状況報告書の提出**

　　借入者は、経営改善資金計画期間中、毎年、経営状況について、経営状況報告書（要綱「別紙４」）

により融資機関に報告することになっています。

**②融資機関による指導**

経営状況の報告を受けた融資機関は、必要に応じ、関係機関と連携し適切な指導を行います。

→融資機関は、都道府県普及指導センターの求めがあった場合には、遅滞なく、経営状況報告書の写し

　を普及指導センターに送付します。とくに、認定新規就農者に対する貸付の場合、普及指導センター

　が濃密な指導を行えるよう、報告書の提出があった都度、送付することとなっています。

**(5)関係機関における主な役割（再掲）**

「農業経営改善関係資金基本要綱」に基づく手続の流れは以上のとおりですが、関係機関に

おける主な役割を、以下のとおり再掲します。

1. **窓口機関の役割**

➡借入申込希望書、経営改善資金計画書等の受理

　➡他の融資機関や関係機関（普及指導センター等）へ経営改善資金計画書等、関係書類を送付

　　　➡借入希望者が認定農業者又は認定新規就農者等である場合、特別融資制度推進会議の事務局等に関係書類を送付するとともに、経営改善資金計画の内容についての認定を求める。

　➡借入希望者が認定新規就農者である場合、都道府県へ意見書の作成を依頼

　➡農協等、民間金融機関が融資を担当（公庫資金の委託貸の場合を含む）することが適当であ

り、基金協会による保証を受けることが可能である場合には、基金協会への関係書類の送付

　➡融資機関における審査結果の借入希望者への通知

1. **融資機関の役割（上記窓口機関の役割を担う場合あり）**

➡窓口機関、窓口機関から関係書類の送付を受けた関係機関は、融資機関相互の役割分担の

基準（２(2)①参照）等に照らし、実際に融資を実行する融資機関を決定

　　　➡本要綱「別紙３」の考え方に基づき、経営改善資金計画書の内容について審査

　　 ➡必要に応じ、借入希望者の経営能力等について、市町村・都道府県等関係機関へ意見照会

　　　➡借入希望者が基金協会による保証を希望する場合、同協会と連携して審査

　　　➡利子補給申請手続（農業近代化資金）、貸付資格認定手続（農業改良資金）

　　　➡自らの機関では融資ができないと判断する場合、他の融資機関への連絡

　　　➡特別融資制度推進会議から委任を受けた場合の経営改善資金計画の認定等

　　　➡窓口機関への審査結果の通知　　➡借入希望者への審査結果の通知

　　　➡融資が可の場合の正式な貸付手続の実施　　 ➡経営状況報告書の受理及び指導

1. **都道府県（大阪府 検査指導課、農政室推進課）**

➡意見照会回答等 ➡認定新規就農者に関する意見書作成　➡特別融資制度推進会議への参画 ➡農業改良資金貸付資格認定　➡農業近代化資金利子補給承認

1. **指導普及所（大阪府 農と緑の総合事務所、家畜保健衛生所）**

➡経営改善資金計画書作成に関する指導・助言 ➡意見照会への回答当

➡認定新規就農者に関する意見書の作成 ➡特別融資制度推進会議への参画

➡貸付実行後の経営指導等

1. **市町村**

　➡意見照会への回答等 　➡特別融資制度推進会議の運営　➡貸付実行後の経営指導等

1-６

**３　特別融資制度推進会議設置要綱について**

　本章では、１(4)で概要を説明した「特別融資制度推進会議設置要綱」について補足します。

→要綱本文及び関係資料については、巻末の「４　参考資料)」で添付しています。

1. **推進会議の認定等が必要とされている資金**

特別融資制度推進会議において認定を受けることが必要とされている資金や認定を受けるべき

項目等については、以下のとおりです。

　農業経営改善関係資金のうち、下表で示す4つの資金について、経営改善資金計画に係る認定を受けることが必要であるほか、その他の資金（スーパーS資金、スーパーＷ資金）について、貸付極度額の認定等について認定を受けることになっています。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象資金名 | 推進会議における認定事項 |
| 農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金） | 経営改善資金計画の認定  →同計画の内容が農業経営改善計画や青年就農計画との  間で整合性が取れているか等の審査  　→同計画の達成確実性、償還の確実性等の審査 |
| 経営体育成強化資金※１ |
| 農業近代化資金※２ |
| 青年等就農資金 |
| 農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金） | 貸付極度額等の認定 |
| スーパーＷ資金 | アグリビジネス強化計画の認定 |

※１　認定就農計画に基づく借入申込の場合、集落営農組織等及び農業参入法人による借入希望の場合に限る

※２　認定農業者等、認定新規就農者、集落営農組織等及び農業参入法人による借入希望の場合に限る

1. **構成機関**

　　特別融資制度推進会議の構成員は以下のとおりです。

　　なお、事務局については、構成員の話合いにより合意した機関に設置することになっていますが、

本府では、市町村に設置するものとしています。

市町村、農業委員会、農業協同組合、都道府県（普及指導センターを含む）、

信用農業協同組合連合会（以下「信連」という。）、農林中央金庫、公庫、基金協会、

青年農業者等育成センター、その他必要な関係機関

1. **推進会議の運営**

推進会議では、上記(1)の各資金の貸付に際し、窓口機関（融資機関）からの求めに応じ、経営

改善資金計画等についての認定を行いますが、全ての貸付事案を会議形式で審議するわけではなく、本制度の効率的な実施（迅速な融資の実行等）の観点から、以下のとおり運営することが望ましいものとされています。

1. **原則的な運営方法**

　　 貸付の認定等に関する事務は、原則、融資を担当する融資機関に委任するものとし、推進会議

の構成員が会議形式等により審議を行うのは、**慎重な審議が必要な場合** に限定されます。

　　 →認定に関する事務が融資機関に委任される場合、窓口機関からの関係書類の送付は、推進会議事務局等では

なく、当該融資機関に対して行うこととなります。

→貸付対象となる資金が基金協会の保証対象であり、かつ、借入申込者が保証を希望する場合は、融資機関に

加え、基金協会にも委任することとなっています。

　　　→委任を受け認定を行った融資機関が認定を行った場合は、当該融資機関は、推進会議事務局に対し、速やか

に、借入希望者の氏名、住所等を報告します。

　　　→報告を受けた推進会議事務局は、速やかに、次に掲げる機関に必要事項を通知することとなっています。

　　　　・当該資金に関して利子助成等を実施する地方公共団体：利子助成等の実施に必要な事項

　　　　・その他の機関：推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該指導に必要な事項

1-７

1. **慎重な審議が必要な場合とは**

　　上記①における「慎重な審議が必要な場合」、すなわち、融資機関へ認定事務を委任するのではなく、推進会議として審議を行うのは、次のア及びイに該当する場合をいいます。

　ア）必要とする借入額が**３億円**（法人の場合は**10億円**）を超える場合

　　　→ただし、次のⅰ、ⅱのいずれかに該当する場合は除く

　　ⅰ)災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合

　　ⅱ)次のα、βに掲げる人・農地プラン等において、地域の中心となる経営体として

　　　位置づけられた農業者（当該人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置

　　　付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた交付対象者を含む。）が

　　　借り入れる場合

　　　　α）実質化された人・農地プラン（農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるもの）

　　　　　β）人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱の一部改正について（H31.4.1付け

　　　　　　　30経営第3190号農林水産事務次官依命通知）による改正前の同実施要綱第２

　　　　　　　に定める人・農地プラン

イ）認定新規就農者を対象とする貸付にあっては、次のⅰ、ⅱに掲げる場合

　ⅰ)必要とする青年等就農資金の借入額が**3,700万円**を超える場合

　ⅱ)意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込みに疑義が

ある場合

**③（慎重な審議が必要として）推進会議で審議を行う場合の運営方法**

慎重な審議が必要として、推進会議の構成員により審議を行う場合の運営方法は、以下のとお

りとされています。

1. 事務局は、極力、案件毎に融資機関への**文書持ち回り方式**により処理を行う。
2. 事務局は、当該貸付に関し利子助成等を行う都道府県及び市町村その他関係を有する構成機関

に対して、迅速に文書を送付する。

ウ）推進会議が、**会議方式**により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、以下の場合に

限ること。

　・利子助成等を行う都道府県及び市町村が要請を行った場合

・指導農業士等による意見書や都道府県による意見書の内容について特に慎重な意見を要する

と判断して構成機関が要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合

エ）会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項

の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努めること。

　オ）借入希望者を会議に出席させることもできるが、過大な負担感が抱かれないよう配慮すること。

　カ）審査の合理化を図るため、関係機関と調整し、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に

　　　開催すること。

1-８

1. **推進会議の審査の考え方**

推進会議において、経営改善資金計画の認定等を行う際の審査の考え方、ポイントについて、

　以下のとおりまとめました。

1. 市町村の基本構想（目標所得・目標労働時間）と、借入希望者の農業経営改善計画又は青年等就農

計画が経営改善資金計画と整合性がとれているか

(2)　借入希望案件が農業経営改善計画又は青年等就農計画に計画されているものであるか

(3)　借入希望者が資金の借入資格を有するか

(4)　経営改善資金計画の内容について

ア　これまでの経営状況はどうなっているのか

・　経営者の能力（技術レベル、経営マインド、生産物の単収・品質、生産コスト、資産、研修実績等）はどの程度か

・　経営力を背景とした収支実績、財務内容、資金繰りはどうか（家族経営の場合、家計も含めて分析）

・　既借入金の償還は確実に行われているか

・　経営上の問題点は何か

イ　経営改善のための計画は適切であり、実行可能か

・　経営者の能力（現在の技術レベル、経営マインド等）からみて達成できるか

・　計画の内容が過大投資になっていないか

ウ　収益はどうなるか。融資返済は可能か

・　収益見通しの算出基礎となっている単収、単価等は無理のないものか

・　償還見通しはあるか（既借入金がある場合には、それを含めて償還の可能性を判断）

・　農業共済や収入保険に加入するなど、当該作目が被災したり、需給・価格動向がある程度変動しても償還可能となるよう検討されているか

(5)　環境保全施策と整合性があり、公害防止措置をとっているか

(6)　その他行政施策との整合性がとれているか

(7)　利子補給等の有無について（行政機関及び(公財)農林水産長期金融協会が意見を述べること）

(8)　債務保証について、無担保無保証人が可能なのか、担保物件等を徴求するのか

（融資機関及び基金協会が意見を述べること）

(9)　経営改善資金計画と農業経営改善計画との整合性があり、計画達成の確実性があるか

**(５)広域認定の場合の取扱い**

　　借入希望者が認定農業者であって、国又は都道府県による農業経営改善計画の認定（広域認定）

　を受けている場合、推進会議を所管する市町村等の取扱いは、以下のとおりとなります。

　　※広域認定に係る関係市町村のうち、

　　　ア）借入希望者が主たる農業経営を行っている市町村

　　　イ）ただし、推進会議の認定等を受けようとする資金の貸付の使途に、当該関係市町村を

　　　　　所在地とする農用地又は農業生産施設を含む場合にあっては、貸付の対象事業地がある

　　　　　市町村（当該対象事業地が複数市町村にある場合は、主たる対象事業地がある市町村）

　　　が会議を所管する。

なお、対象事業地が複数市町村にまたがる場合、所管市町村は、適宜、他の市町村の意見を聴く、あるいは、他の市町村を推進会議のメンバーに加えるなど、柔軟に対応すること。

**(6)推進会議の設置状況**

本府では、農業制度金融に係る各資金の貸付実績が少ないこともあって、府内市町村における

　推進会議の設置状況は以下のとおりとなっています。**本府**

　　◇令和3年9月末時点において推進会議の設置が確認されている府内市町村数　　25市町村

　　　⇒未設置の市町に置かれましては、設置についてご検討をお願いします。

なお、次頁以降に、最新の国要綱（R2.4）に準拠した市町村推進会議設置要領（例）を添付しています。

1-９

**要領（例）**

**〇〇市特別融資制度推進会議設置要領**

（目的）

第１条　この要領は、〇〇市における次に掲げる農業関係資金の適正かつ円滑な融資・保証審査等の運営を図るために、〇〇市特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、その運営等必要な事項を定めることを目的とする。

（対象とする資金）

①農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）

　②農業近代化資金

　③農業改良資金（但し、同時に他の対象資金の借入希望がある場合等に限る。）

　④経営体育成強化資金（但し、資金使途に農地取得等を含む場合等に限る。）

　⑤青年等就農資金

　⑥その他推進会議が必要と認める資金

（対象者）

　①認定農業者

　②認定新規就農者

　③その他推進会議が必要と認める者

（協議事項等）

第２条　推進会議は、次の事項について協議等を行う。

　　１　対象とする資金の貸付けの認定等に関すること。

２　貸付対象者に対する指導・助言等に関すること。

３　その他資金の貸付けの認定等に当たって必要な事項に関すること。

（構成）

第３条　推進会議は、次に掲げる機関・団体（以下「構成機関」という。）をもって構成する。

＜行政機関等＞

1. 〇〇市〇〇部〇〇〇〇課
2. 大阪府環境農林水産部検査指導課
3. 大阪府〇〇農と緑の総合事務所農の普及課
4. 大阪府家畜保健衛生所
5. 〇〇市農業委員会

＜融資機関・保証機関＞

1. 〇〇〇農業協同組合

　⑦大阪府信用農業協同組合連合会

　⑧株式会社日本政策金融公庫大阪支店

　⑨農林中央金庫大阪支店

⑩大阪府農業信用基金協会

＜その他＞

　⑪税理士その他推進会議が必要と認めるもの

1-10

（運営等）

第４条　運営等は次に即して行うこととする。

１　推進会議に会長を置く。

２　会長は〇〇市長をもってこれに充てる。

３　会長は、前条の構成機関のうち、関係する機関・団体を招集し、推進会議を主宰する。

４　推進会議の事務局は〇〇市〇〇部〇〇〇〇課が担当する。

５　本制度の効率的な実施のため、推進会議は、第２条の協議等に当たっては、原則として、次の①の方法によるものとし、次の②の方法により審議を行うのは、慎重な審議が必要な場合に限ることとする。

1. 推進会議が、対象とする資金の貸付の認定等に関する事務を融資機関（借入申込案件が農業信用基金協会による保証の対象であり、かつ、借入希望者が保証を希望する場合にあっては、融資機関及び農業信用基金協会。以下同じ。）に委任することとする。
2. 次に掲げる方法

ア　事務局は、融資機関への文書持ち回り方式により処理を行う。

イ　事務局は、当該借入希望者に対し利子助成等を行う都道府県及び市町村（以下

　「助成地方公共団体」とう。）その他直接関係を有する構成機関に対して、個々の

　　機関へ迅速に文書（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識す

ることができない方式で作られる記録を含む。）を送付する。

　　　　　ウ　推進会議が、会議方式により、借入希望者の営農計画に関する審査を行うのは、地域農業振興の観点から助成地方公共団体が要請を行った場合又は青年等の就農促進の観点から構成機関が農業経営改善関係資金基本要綱（平成１４年７月１日付け１４経営第１７０４号農林水産事務次官依命通知。以下「経営改善基本要綱」という。）第３の１の(２)の指導農業士（これに類するものを含む。）等による意見書及び第３の１の（４）の都道府県による確認書又は第３の１の（４）の都道府県による意見書（以下単に「意見書」という。）の内容について特に慎重な審査を要すると判断して要請を行った場合若しくは意見書が付されなかった場合に限る。会議においては、融資審査を行った融資機関が経営改善資金計画等のうち営農計画に関する事項の説明を行うことにより、速やかな事務処理に努める。また、会議には借入希望者も出席させることができるが、説明を求める際には過大な負担感が抱かれることのないよう十分配慮すること。

　　　　　　　なお、会議の開催に当たって、事務局は、審査の合理化を図るため、関係機関と調整して、同一日に複数地域の会議を行うなど、効率的に開催する。

６　５の「慎重な審議が必要な場合」とは、次の①及び②に掲げる場合をいう。

①　必要とする借入額が３億円（法人にあっては１０億円）を超える場合（ただし、次

　　　　のいずれかに該当する場合を除く。）

　　　ア　災害復旧等迅速な資金の貸付けが必要と認められる場合

　　　イ　特別融資制度推進会議設置要綱（平成１３年９月１２日付け１３経営第２９３１号

農林水産事務次官依命通知。以下「設置要綱」という。）第３の４の（１）のイ

に規定する場合

②　認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「基盤

　強化法」という。）第１４条の５第１項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）を

対象とする資金の貸付けにあっては、次に掲げる場合

　ア　必要とする青年等就農資金（青年等就農資金基本要綱（平成２６年４月１日付

　　け２５経営第３７０２号農林水産事務次官依命通知）第３に定める資金をいう。）

　　の借入額が3,700万円を超える場合

　　　　イ　意見書が付されなかった場合又は付された意見書の内容が計画達成の見込み

に疑義があるものとするものである場合

1-11

７　５の①により委任を受けた融資機関が認定等を行った場合には、当該融資機関は、事務局に対し、速やかに、認定等を行った借入希望者の氏名、住所、農業経営改善計画（基盤強化法第１２条第１項の認定に係る農業経営改善計画（酪農及び肉用牛の生産の振興に関する法律（昭和２９年法律第１８２号）第２条の５の認定に係る経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和３６年法律第１５号）第３条第１項の認定に係る果樹園経営計画を含む。）をいう。）又は青年等就農計画（基盤強化法第１４条の４第１項の認定に係る青年等就農計画をいう。）の認定年月日、同認定番号、資金名、貸付実行予定額、同予定日、償還方法、年償還回数、償還期限及び据置期間その他助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項を報告する。

８　７の報告を受けた推進会議事務局は、次により、速やかに、通知するものとする。

ア　助成地方公共団体　助成地方公共団体が定めた利子助成等を行うのに必要な事項

イ　その他の機関　推進会議が特に営農技術指導が必要であると認めた場合における当該営農技術指導を行ううえで必要な事項

（その他）

第５条

１　この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等について必要な事項は、別途推進会議が定めるものとする。

２　推進会議の各構成機関（機関の役職員を含む）は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他の法令の個人情報の保護に関する規定を遵守するとともに、審査に関して知り得た借入希望者の個人情報について、厳正に取り扱うものとする。特に、この要領において借入希望者の個人情報を含む情報を他に提供するものとされた手続きについては、借入希望者の同意を得た範囲内において行うものとする。

附　則

この要領は、令和〇〇年〇月〇〇日から施行する。

1-12

**４　その他の留意事項等**

これまで説明した内容の他、農業制度融資に係る各資金の取扱い上の留意事項等について、

次の(1)～(3)の観点で整理しました。

1. **主な資金の貸付手続の流れ(フロー図)**



1-13

1. **資金貸付にあたっての注意点**

所定の手続きを経て、融資機関が貸付けを決定し、実際に資金が融通されて事業を開始することとなりますが、制度資金を借り入れる場合は、他の民間資金と異なり、公的資金が使用されているため、融資手続に当たって若干の制限を伴います。

　　また、事業完了後、窓口の融資機関、大阪府、日本政策金融公庫、会計検査院の検査等を受ける場合があります。

1. 資金借入前

　ⅰ）適切な資金の選択

　　　資金によって償還年数、貸付限度額、貸付対象が異なります。目的に合った資金を選択する必要があります。

　ⅱ）経営改善資金計画の作成

　　　最大５年間の経営計画を立て、必要な経費の調達見込みを検討することになります。その際は、余裕を持った資金計画、返済計画を立てる必要があります。

　ⅲ）事前着工について

　　　貸付決定又は利子補給承認前に事業着手した場合や既に事業完了している場合には、貸付又は利子補給の対象とはなりません。

ただし、急を要する場合、事前届出等により事前着工が認められる場合があります。

1. 資金借入後

ⅰ）目的外使用について

　　　貸付金は当初に計画した資材、機械等の支払い以外の用途には使用できません。これに違反した場合は、貸付金の一時償還又は利子補給の打ち切り等になります。

　ⅱ）計画変更について

　　　当初計画（事業費、事業内容、完了時期等）を変更する場合は、事業計画変更承認申請手続等が必要となります。

　ⅲ）領収書等の保管と経理状況について

　　　支払先から必ず領収証、請求書、契約書を受け取る必要があります。これらは事業費支払いの証拠書類となります。また、領収証、請求書、契約書のほか、見積書、納品書等は、償還が終了するまで保管しておく必要があります。

　ⅳ）事業完了

　　　事業完了後は、実績事業費を確認する必要があります。もし融資率を超過している場合は、繰上償還等の所定の手続をとる必要があります。

　ⅴ）　値引きについて

　　　農機具等を導入する際に値引きがある場合は、値引き分は貸付対象事業費から除かれます。値引きによって融資率を超過する場合は、繰上償還等の手続をとる必要があります。

　　　なお、下取りについては、下取り額を自己資金分として計算することができます。

　　　ただし、下取り額が多額となって融資率を超過する場合は繰上償還等の手続をとる必要があります。

　　　また、値引きと下取りの区別がつきにくい場合には、値引きとみなして貸付対象事業費から除くこととなります。

1-1４

1. その他

ⅰ）制度資金の併用について

　　　二以上の資金の併用は、原則できませんが、融資対象事業の区分を明確にできる場合は、二以上の資金を併用することができます。

　ⅱ）償還期間について

　　　資金ごとに定められた償還期間（据置期間）は、その最長期間を示すものであって、実際には貸付対象施設の耐用年数のほか、貸付対象事業の効果、収益力などを考慮して必要な期間内に限られます。

　ⅲ）償還計画の変更について

　　　原則として、当初設定した償還計画の変更はできません（繰上償還を除く。）。ただし、災害による被害を受けたときなどは、猶予等を認めることができる場合もあります。

　ⅳ）法令手続

　　　関係法令の制限等に係る事業については、事前に必要な手続等をしてから申請する必要があります。

　ⅴ）農業用機械導入に関する留意事項

＜下限面積＞

　　・　トラクター、コンバインなどの農業用機械では、能力に応じた年間利用下限面積の目安を定めています。

　　　【例】乗用型トラクター　１５馬力未満　　→　１．５ｈａ以上

　　　　　　　　　　　　　　　１５～２０馬力　→　２．０ｈａ以上

　　・　なお、年間に複数収穫できるもの（軟弱野菜、ネギ等）がある場合、それぞれの作物の年間実栽培面積の和が利用面積の下限の目安となります。

　　・　農業機械化促進法は平成３０年３月３１日で廃止されましたが、大阪府では引き続き過大投資とならない範囲で土地条件等地域の農業構造の実績等を勘案し、総合的に判断することとしています。下限面積の目安を超える場合は、別添「導入する農業機械の利用計画」を作成願います。

　　＜安全鑑定＞

　　・　農業用機械のうち、トラクターなど安全鑑定または型式検査対象の機械は合格後のものでなければ制度資金の対象になりません。

　ⅵ） 補助残融資と融資残補助

　　・　国庫補助を受けた事業に対して、その補助残部分（自己資金部分）に融資を受けることは原則できません。

　　　（スーパーＬ資金、農業近代化資金その他資金については、国からの利子補給等を受ける場合に限り同様。以下同じ。）

　　・　地方単独補助の場合はこの限りではありません。

　　・　融資を主体とした事業の場合は、融資制度を担う立場からの制限はありませんが、融資残部分に国庫補助を充当できるかどうかは、国庫補助を担うセクションの判断となります。

　ⅶ）融資の可否

　　　融資の可否については、融資機関の判断となるため、融資相談時には一切言及しないよう注意してください。また、府の利子補給や計画等の認定の可否についても同様に一切の言及を避けてください。場合によっては、融資希望者に不利益を与える可能性があるためです。

ⅷ）その他

　　　償還金を延滞した場合には、約定により遅延損害金が課せられたり、利子補給が打ち切られることになります。

　　　また、償還が不能であると認められた場合は、差入担保の処分、保証人への弁済請求という事態に至ることは一般の金融と同様です。

　　　このような事態を避けるためにも、借受者が次のような状態になった場合は、早急に対応策を講じることが重要です。

　　　ア　災害・事故・病気などが発生し、経営に支障を生じたとき

　　　イ　経営部門の変更、経営の休廃止をするとき

　　　ウ　経済変動等により経営の維持が困難なとき

1-1５

**(3)融資審査上の留意点**

　　以上で説明したほか、融資審査上の留意点を以下のとおりまとめました。

　①貸付対象者

ア　年齢要件、経営規模等の要件を満たしているか。

イ　法人の場合、貸付対象となっているか。

　②資金使途

資金の使途は適当か。

③融資額及び融資率

ア　特認（特定）

特認（特定）の適用により一般の貸付限度額以上の借入を行う場合、特認（特定）要件を満たしているか。

イ　残高通算

貸付限度額の算定に当たって、既往貸付金と残高通算する資金は残高を確認する。

④償還期間及び償還額

所定の償還期間及び据置期間の範囲内であるか。

⑤融資関連手続き

環境保全意見書の交付、生産調整手続、農地転用許可等法令上の許認可手続きは経ているか。

⑥補助残融資

ア　国の補助残融資が認められない資金（農業改良資金）がある。

イ　事業のうち補助事業対象部分とそれ以外の部分を区分した上で貸付限度額及び融資率を算定する。

【貸付限度額及び融資率の算定基礎となる金額】

＝（補助事業対象部分の事業費－補助金額）＋補助事業対象外の事業費

＝総事業費－補助金額

⑦法人の借入における意思決定

法人（任意団体を含む）が借入者である場合、総会、理事会等における意思決定機関の承認を得ているか。

1-1６